

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業等で、生活資金にお悩みの皆さまへ

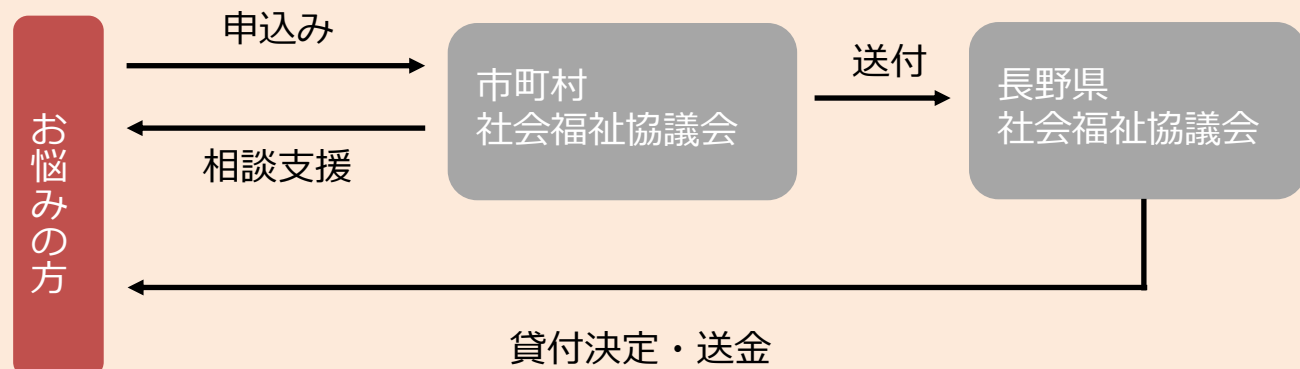
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

長野県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



お問合せ先

筑北村社会福祉協議会（TEL：0263-66-2506）

相談受付には原則予約が必要となりますので、事前に電話にてお問い合わせください。

予約可能時間：（月～金曜日 9：00～17：00）

緊急小口資金の特例貸付を実施

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■ 貸付上限額

10万円以内 (ただし、世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等、要介護者、臨時休業した学校に通う子どもがいるときなどは20万円以内)

■ 据置期間

1年以内

■ 償還期間

2年以内

■ 貸付利子・保証人
無利子・不要

■ 持参いただくもの

- ・ 本人確認できる書類
(運転免許証等の身分証明書)
- ・ 振込口座が確認できる通帳等
- ・ 申込者の印鑑
- ・ 収入減少がわかるもの
(給与明細書、通帳等の入金履歴等新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与状況が確認できるもの)

総合支援資金（生活支援費）の要件を一部拡大

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、継続的な相談支援と生活費を必要とする場合に貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 原則、自立相談支援機関（まいさぼ）による継続的な支援を受けることが要件となります。

※ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は貸付を受けることができる方は対象外です。

■ 貸付上限額

(単身世帯) 月15万円以内
(複数世帯) 月20万円以内
※ 貸付期間：原則 3月以内

■ 据置期間

1年以内

■ 償還期間

10年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 持参いただくもの

住所がある市町村の社会福祉協議会に事前確認してください。